

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第8回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和4年1月25日（火） 午前9時30分～午前10時24分

場 所 第一会議室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	村山 繁 稔	6	重吉 伸 哉
2	森 千 秋	7	池田 穰 二
3	中条 裕 二	8	瀬角 初 美
4	塚田 光 春	9	永吉 浩 幸
5	下瀬 秀	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 森 秀 和

農地係長 美 坂 康 人

副 主 幹 港 友 和

主 査 神 川 綾

付 議 事 件

- (1) 農用地区域の農用区分変更に係る意見決定について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農地法第4条許可申請について
- (4) 農地法第5条許可申請について
- (5) 農用地利用集積計画の決定について
- (6) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議 事

議 長	会長あいさつ。
係 長	諸般報告。
議 長	<p>ただいまから、第8回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は10名中10名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、8番瀬角委員、9番永吉委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号農用地区域の農用区分変更に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号について御説明致します。</p> <p>本案件は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号で定められた用途区分について、同法第13条及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、農業委員会への意見聴取を市長部局である農林課農政係より求められたものです。</p> <p>議案第1号の議案書2ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番について御説明致します。</p> <p>申請人〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番で、地目は田、面積は505㎡となっております。</p> <p>隣接地に牛舎と堆肥舎を建築予定としておりましたが、手狭であるため、隣接地に牛舎を建築し、申請地に堆肥舎を建築したいとのことです。</p> <p>申請地は市役所から北へ約5.3kmに位置し、市の農業振興地域整備計画において農用地区域内農地に指定されております。</p> <p>代替地検討を行ったものの、他に適当な土地はなかったとのことです。</p> <p>なお、農地転用に関する申請につきまして、農用地区域内農地の転用は原則不許可となっておりますが、農振法上の用途区分変更がなされれば不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、例外的に許可することができますことを加味した上でご審議の程お願い致します。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
4番委員	1月14日私と中条委員と事務局2名で現地調査を行いました。申請地は、東側はJR鉄道跡地、西側は農道、南側は申請人が借

	<p>地している田んぼ、北側は農道に囲まれております。農用地計画変更後は牛の堆肥舎を建設する予定であります。被害防除につきましては、周辺の畦畔が高いことから周辺へ水が流れ出る恐れはありません。用排水計画につきましては、用水はありません。排水は、底面にコンクリートを打設いたしまして、土壌への浸透を防止し、糞尿につきましては、おがくずで吸着するという事で排水はでないということでした。周辺に降った雨水のみ排水柵に集めて、糞等は沈殿させ、きれいなうわ水だけ流すということでした。周辺農地への影響ですが、農地への日照と通風等は、西側は牛舎建設予定地で南側農地も所有者の承諾が得られています。以上の事を勘案した結果、問題なしと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p> <p>一つ質問します。周りに水路があるが、問題は無いのか。</p>
事務局	<p>先ほど説明があったように汚水に関してはおがくず吸着をして、雨水のみ沈殿させて、うわ水だけ流すということなので水路の影響はありません。土地改良区の下承も得られています。</p>
議 長	<p>水路から水が溢れる事はないのか。</p>
事務局	<p>無いということです。</p>
4 番委員	<p>私も現場の方で思いました。確かにおがくずで全て吸着するというものの雨が降った時はショベルが動くときショベルのタイヤに糞が着きます。そこに雨が降ると糞は流れ出ると思うのですが、農林課の牛舎担当係長がそういうことはない糞は下に沈んでうわ水だけ流れると言われた。私としては雨が降った場合は、観察や点検をしていただきたいと要望します。</p>
事務局	<p>今は用途区分変更なのですが、これが通りましたら4条の申請が出て堆肥舎の建築をすることになります。その時には環境課から環境保全の意見書を頂いて問題ないというのを県からも確認することになっておりますので、そちらからも指導があります。</p>
議 長	<p>他に何かありませんか。</p>
議 場	<p>なし。</p>
議 長	<p>異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>

議 長	<p>議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。 次に議案第2号農地法第3条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条許可申請についてご説明申し上げます。 議案書は4ページになります。 合わせて別紙の申請地を示した地図2ページから御覧下さい。 今月の許可申請は1件でございます。 1番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで先月のあっせん成立による本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。 2番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで義理の父から婿へ無償譲渡によります所有権移転となります。 3番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。 4番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで知人同士の無償譲渡によります所有権移転となります。 申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>1番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで譲受人の〇〇〇〇さんの経営規模であり、二人は同級生で知り合いということで何ら問題ありません。</p>
8番委員	<p>2番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さん娘婿への譲渡ということで何ら問題ありません。橋之口は〇〇市にお住まいですが〇〇町と車で30～40分かかりますが、許容範囲だと考えます。</p>
4番委員	<p>3番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで申請地の畑は今までも譲受人の〇〇〇〇さんが借地で利用していたということで本人の希望による経営規模拡大ということで何ら問題ありません。</p>

2 番委員	4 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんですが、長年譲受人の〇〇〇〇さんが土地を管理していたということでした。譲渡人の〇〇〇〇さんは〇〇市に住んでおり今後管理することができないということで今回のお話になったということで何ら問題ありません。
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 2 号は、原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 号農地法第 4 条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	今月の申請は 1 件となります。 議案書 6 ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図 9 ページをご覧ください。 受付番号 1 番、申請人は、〇〇〇〇様です。 申請地は〇〇字〇〇番外 1 筆で、地目は田、面積は 786 m ² となっております。議案第 1 号用途区分変更の申請地の隣接地です。 新規で牛を飼養するため、農業用施設の新設を行いたいとのことです。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
4 番委員	1 月 14 日私と中条委員と事務局 2 名で現地調査を行いました。 申請人の〇〇〇〇さんは、生産牛の飼育に伴い、牛舎を建設するための農地転用の申請を行いました。申請地は、東側は JR 鉄道跡地、西側は農道、南側は申請人が借地している田んぼ、北側は農道に囲まれております。被害防除につきましては、周辺の畦畔が高いし、よう壁を設けることで周辺へ水が流れる恐れはありません。 用排水計画では用水はパイプライン用水を使うということで土地改良区の手承を得ています。排水は牛の糞尿はおがくずに吸着するということで排水はでないということでした。周辺への雨水のみ排水桝に集めて、うわ水のみ流すということです。周辺農地への影響ですが、周辺農地への日照と通風ですが、東側は堆肥舎予定地で南側も所有者の承諾が得られております。

	以上の事を考えると問題なしと思います。以上です。
議 長	次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>申請地は市役所から北へ約 5.3 キロに位置し、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用区域内にある農地に該当しますが、牛舎を建設することから不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当すると判断します。</p> <p>代替地検討を行ったものの、他に適当な土地はなかったとのことです。</p> <p>資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が添付されております。</p> <p>被害防除の面では、雨水は溜枡を設置し、上水のみ水路放流とし、汚水はおがくず吸着をし、堆肥舎にすべて移動するとのことでした。</p> <p>周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、周囲の農地に影響を及ぼすことはないとのことでした。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何か異議はありますか。</p> <p>この真ん中の土地は他人の土地になりますか。</p>
事務局	申請地は 2 筆ですので真ん中の土地も〇〇〇〇さんです。
4 番委員	この 2 筆に牛舎を建設し、一番右側の土地に堆肥舎を建設する予定です。
議 長	他に何かございませんか。
5 番委員	この〇〇〇〇さんは新規就農者ですか。
事務局	<p>新規就農者にもいろんな定義がございますが国から言わせますと農地を持った時点で新規就農者でないということになります。この方は農地の名義を持っているので新規就農者には難しいということになります。そこは本人と話をし、来年度に向けて話をしないといけません。国は農地を取得した時点が農業を始めた時期と見解を示しています。</p>
5 番委員	新規就農者だったらいろんな有利性があるのにと聞いたところでした。
事務局	<p>生産牛への参入ですので、新規就農者ではないですが、新たに参入して頂けるということで本人と話し合い、経営が苦しくならないようにいろんな補助事業等を考えていきたいと思っております。</p>

議 長	他に何かございませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第3号は、原案のとおり決定しました。 次に議案第4号農地法第5条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	今月の申請は1件となります。 議案第4号の議案書8ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図10ページをご覧ください。 受付番号1番申請人は、〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番、〇〇番、面積は合わせて958㎡となっております。申請人は、市内で建設業を営んでおり、申請地を資材置場として利用する計画です。 以上です。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
3番委員	1月14日私と中条委員と事務局2名で現地調査を行いました。 申請人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんから購入後、資材置場として利用するため農地転用したいということです。申請地の東は雑種地、西は護岸、南北は宅地に囲まれています。被害防除につきましては現状のままで利用し、よう壁は既に設けてあります。用水計画では資材置場のため用水の計画は無く、雨水は自然流下です。 周辺に農地は無いため、影響はありません。 以上の事から何ら問題ありません。
議 長	次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局の説明をお願いします。
事務局	申請地は市役所から南へ約1.7kmに位置します。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断します。 申請人は〇〇〇〇様です。申請人は市内で建設業を営んでおり、申請地を資材置場として利用する計画です。資金面は自己資金で賄う計画です。被害防除の面では、現状のままで利用するとのことで、用水、生活排水等は無く、雨水は自然流下です。 周囲は宅地と道路であり、影響が及ぶような農地は無く、問題は

	ないと考えます。
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありました。これについて何か異議はありますか。 申請人の〇〇〇〇さんは〇〇建設さんですか。
事務局	〇〇建設の息子さんです。
議 長	他に何かございませんか。
9 番委員	申請地の隣もですか。
事務局	はい。2筆の申請です。
議 長	他に何かございませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第4号は、原案のとおり決定しました。 次に議案第5号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。議案書10ページをお開きください。 今月は、田17筆13,746㎡、畑25筆22,531㎡の合計42筆36,277㎡の利用権設定がありました。それでは、順番に説明いたします。 1番から3番は、新規契約で10年間の使用貸借です。 4番は、再契約で5年間の貸借です。 5番、6番は、新規契約で1年間の使用貸借です。 7番からは公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満園 秀彦との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で2回出て参ります。 まずは、所有者と公社との契約について説明いたします。公社との契約は全て新規契約となるため、新規契約・再契約区分の説明は割愛させていただきます。 7番、8番は、18年11ヶ月間の使用貸借です。 9番は、10年間の使用貸借です。

	<p>10 番から 17 番は 10 年間の賃貸借です。 18 番以降は 11 ページをご覧ください。 18 番から 21 番は 10 年間の賃貸借です。 22 番は、10 年間の使用貸借です。 23 番、24 番は、5 年間の使用貸借です。 25 番以降は、耕作者と公社との契約になります。 25 番、26 番は、18 年 11 ヶ月間の使用貸借です。 27 番は、10 年間の使用貸借です。 28 番から 34 番は 10 年間の賃貸借です。 35 番以降は 12 ページをご覧ください。 35 番から 39 番は 10 年間の賃貸借です。 40 番は、10 年間の使用貸借です。 41 番、42 番は、5 年間の使用貸借です。 これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の要件を満たしております。 説明は以上です。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
2 番委員	1 番から 3 番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん 10 年間の使用貸借の新規契約で問題ありません。
6 番委員	4 番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん 5 年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。
8 番委員	5 番 6 番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん 1 年間の使用貸借の新規契約で問題ありません。
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何か異議はありますか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第 5 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	<p>議案第 5 号は、原案のとおり決定しました。 次に議案第 6 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	議案第 6 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明申し上げます。15 ページ、中央の 3 法令遵守と適正事務実施をご覧ください。

	<p>資料のとおり、農地の許認可に関わる収賄、農地法違反、個人情報漏洩、道路交通法違反、飲酒による傷害・不適切行為など、農業委員会の不祥事が多数発生しております。</p> <p>行政委員会である農業委員会は法令順守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。</p> <p>公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守するために、申し合わせ決議の実施をお願いいたします。</p> <p>それでは読み上げさせていただきます。</p> <p>14 ページをご覧ください。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和 4 年 1 月 25 日 垂水市農業委員会</p>
議 長	ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありますか。
議 場	なし。
議 長	<p>質問がございませんので、議案第 6 号は、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上をもちまして、第 8 回総会を終了します。</p> <p>垂水市農業委員会</p> <p style="text-align: center;">会 長 葛 迫 巧</p> <p style="text-align: center;">署名委員 瀬 角 初 美</p> <p style="text-align: center;">署名委員 永 吉 浩 幸</p>